

# 税金は納期限までに納めましょう

滞納には厳格に対応くインターネット公売なども活用

**税金**は、教育・福祉など、よりよいまちづくりに活用されています。しかし、税金の納付が滞つてしまふとこれらの公共サービスを提供するための財源が不足し、皆さんの生活に多大な影響を及ぼしてしまいます。

## 税金の納付が遅れると…

◆延滞金や督促手数料を加算  
納付期限を過ぎて納付すると、その遅延した税額に対して延滞金が増加されます。また、督促状が発せられると督促手数料(一通につき100円)も加算されます。

◆延滞金は、納付期限の日から納める日までの期間の日数に応じて、年14・6%(※納期限後1カ月は4・3%)の割合です。

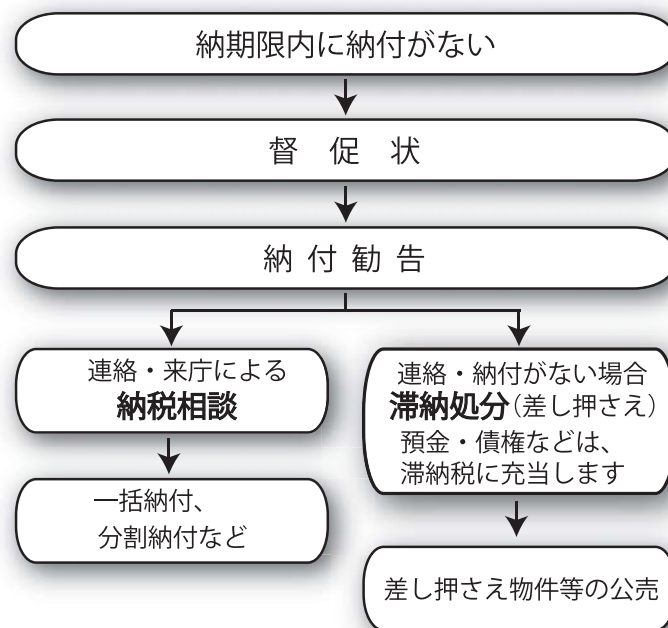
## 税金を納めずにいると…

◆差し押さえなどの強制処分  
納付期限までに納付いただけない場合は、督促状を送付します。督促状を送付して、なお納付いただけない場合は催告書や電話などで催告(納税のお願い)を行います。それでも納付い

ただけない場合は、不動産、動産、債権などを差し押さえます。差し押さえは、個人(または法人)の生活・経済活動などに大きな影響を及ぼすといへん厳しい強制処分です。

◆公売などの強制換価処分  
大切な市税を確保するため

## 【滞納処分の移項段階】



ストップ! 滞納



タイヤロックによる差し押さえ(車輪止め)

## まずはご連絡ください

### ◆納税相談に応じます

納期限内での納付が困難な特別な事情がある場合、徴収対策課(伊豆長岡庁舎)へご相談ください。祝日を除く、月曜日・金曜日の8時30分～17時15分までにご来庁ください。

### ◆口座振替を利用できます

忙しくて納付に行く時間のない人には、便利な口座振替をお勧めしています。納付書などの裏面に記載されている金融機関と市役所で手続きすることができます。

徴収対策課  
☎ 055(948)2912

生命保険料控除の内容が変わります。※【 】内は所得税の扱い

## 平成25年度【平成24年分】からの市県民税の生命保険料控除が見直されます

今回の改正では、生命保険料控除の合計適用限度額は変わりませんが、従来の一般生命保険料控除と個人年金保険料控除に、介護医療保険料控除が新設され、それぞれの適用限度額が変更になります。



旧契約	新契約
合計控除限度額 7万円【10万円】	合計控除限度額 7万円【12万円】
一般生命保険料控除 限度額 3.5万円【5万円】	一般生命保険料控除 限度額 2.8万円【4万円】
+	+
個人年金保険料控除 限度額 3.5万円【5万円】	個人年金保険料控除 限度額 2.8万円【4万円】
	+
	介護医療保険料控除(新設) 限度額 2.8万円【4万円】

### ※留意事項

- ・この見直しは、平成24年1月1日以降に締結した保険契約等(以下「新契約」)から適用されます。
- ・平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(以下「旧契約」)については、従前の適用限度額がそのまま適用になります。
- ・新契約と旧契約の両方について控除を受ける場合は、適用限度額が2.8万円【4万円】になります。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

市県民税にかかるもの 市役所課税課 ☎ 055-948-2918

所得税にかかるもの 三島税務署 ☎ 055-987-6711

自動音声案内「2」を選択

## 税務署が出張説明します

### 年末調整 & 青色決算説明会

平成24年分の年末調整・青色決算などの説明会を開催します。



とき

- 11月20日(火)
- ① 13時30分～15時15分
- ② 15時20分～16時

年末調整等説明会 (法人、個人の源泉徴収義務者)

青色決算等説明会 (個人の青色申告者)

### ところ

アクシスかつらぎ多目的ホール

### 持ち物

郵送された年末調整関係の書類  
\*関係書類が不足している場合は、会場または税務署でお受け取りください。

### 三島税務署

☎ 055(987)6711

- 自動音声案内「2」を選択
- ↓ 年末調整等説明会に関するものは法人課税部門
- ↓ 青色決算等説明会に関するものは個人課税部門

平成12年から平成18年の間に相続等に係る生命保険契約等に基づく年金を受給していた人へ

## 市・県民税

### 特別還付金の請求について

相続や贈与などに係る生命保険契約等に基づく年金について、税務上の取り扱いの変更により、保険金受取人または相続人に対して、平成12年分以降の各年分で納めすぎになっている所得税に相当する額を『特別還付金』として支給する制度が始まりました。

これに伴い、市でも市民税・県民税の納めすぎになっている税額に相当する額を『特別還付金』として支給します。

### 受付期限

平成25年3月29日(金)



※税務署で所得税の『特別還付金』の支給手続きをした人も伊豆の国市長に対して別途申請が必要です。

### 課税課

☎ 055-948-2918